

委 託 契 約 書 (案)

委 託 業 務 名	広島市立北部医療センター安佐市民病院(仮称) 医事業務
履 行 場 所	広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号 広島市立北部医療センター安佐市民病院(仮称)
契 約 期 間 履 行 期 間	契約締結の日から令和8年3月31日まで 令和4年5月1日から令和8年3月31日まで
委 託 契 約 金 額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 円)
支 払 方 法 等	広島市立病院機構委託契約約款のとおり。
契 約 保 証 金	
そ の 他 の 契 約 事 項	広島市立病院機構委託契約約款のとおり。
特 約 条 項	契約締結の日から令和4年4月30日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、 その際の費用については受注者の負担とする。
適 用 除 外 事 項	
管 轄 裁 判 所	広島地方裁判所

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の広島市立病院機構委託契約約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年 月 日

発注者 広島市中区基町7番33号  
地方独立行政法人広島市立病院機構  
理事長 竹内 功

受注者